調布市コミュニティ。スクール

~地域とともにある学校づくり~



調布市では、保護者や地域住民の皆さんに学校運営に参画していただく 「コミュニティ・スクール」を導入します。

学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し,連携・協働して 子どもたちを育てていく仕組みづくりを進めていきます。

調布市教育委員会 令和4年12月

はじめに

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化している中で、「開かれた学校」から更に一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が必要とされています。

調布市では、未来の創り手となる調布の子どもたちの学びや成長を地域全体で支えていくため、これまでに調布市教育プランにおいて学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進めることを目標に掲げ、魅力ある学校づくりの推進に取り組んできました。

これから**コミュニティ・スクールを導入**することで、**学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもたちの学びの充実や豊かな人間性の育成**につなげていきます。

コミュニティ・スクールの概要

コミュニティ・スクールとは、**保護者や地域住民の皆さんが責任をもって学校運営に参画する仕組み**で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で定める学校運営協議会(合議制の機関)を設置した学校を指し、「地域とともにある学校づくり」を推進することを目的とした国の制度になります。

調布市では、令和5年4月にモデル校でコミュニティ・スクールを先行導入し、 令和7年度までに市立小・中学校全校で導入することを予定しています。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み コミュニティ・スクール 委員の任命に 校長の意見を (学校運営協議会を設置した学校) 反映 (委員) 市区町村教育委員会 保護者代表·地域住民 校長 地域コーディネーターなど 協議会の設置(努力義務) 委員の任命 学校運営に 協議会の適正な運営を確保 関する意見 学校運営の するための指導・助言 基本方針 承認 教職員の任用に 説明 関する意見 学校運営· 教育活動 学校運営協議会 意見 学校運営や必要な支援に関する協議 都道府県教育委員会 教職員の任用 協議の結果に関す (学校運営協議会の意見を尊重) 教育活動への参画 る情報提供の努力 意見 保護者・地域住民等 ※文部科学省「これからの学校と地域」参照のうえ作成

3

①学校運営への参画

⇒学校・家庭・地域が同じ目標やビジョンを共有し、参加するだけではなく、それ ぞれが当事者意識をもって子どもたちの教育に携わる参画の気運を高めます。

②組織的・持続的な体制の構築

⇒校長や教員の異動があっても子どもたちに安定した教育の機会を提供できるよう, 学校・家庭・地域との組織的・持続的な連携・協働体制を構築します。

③役割分担の確立

⇒学校が教育活動に注力できるよう、学校運営協議会で学校・家庭・地域が担うべ き役割や活動を整理します。

≪目指すべき姿のイメージ図≫

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) 学校の育てたい子ども像の実現 協 参画 学校・家庭・地域

キーワード 🚭

●熟議・・多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねな がら課題解決を目指す対話のことをいいます。 活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映 することができます。

具体的には・・・

- ①保護者、教員、地域住民が集まって「学校や地域の課題」 を共有し
- ②そのことについて学習・熟慮し討議することを通して
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに
- ④それぞれの役割に応じた解決策が洗練され
- ⑤個々人が納得して自分の役割を果たせるようになるとい うプロセスのことをいいます。

キーワード 🕮

●協働・・立場の異なる人たちが同じ目的のために、対等な 立場で協力して活動することをいいます。

導入による効果

子どもたちの

豊かな成長を 共に支え育む

学校・地域づくり の推進

子どもたちにとって

- ●学びや体験活動が充実します。
- ●多様な人材や価値観に触れることができます。
- ●地域の担い手としての自覚や地域への愛着が 深まります。

保護者にとって

- ●学校や地域に対する理解が深まります。
- ●地域全体で子どもたちが育てられているという 安心感が生まれます。
- ●保護者同士や地域との交流につながります。

学校にとって

- ■家庭や地域の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- ●地域人材を活用した教育活動の充実につながります。
- ●子どもたちと向き合う時間の確保につながり、教育活動に 注力できます。

地域にとって

- ●地域づくりの担い手が育ちます。
- ●自身の経験を生かすことで生きがいや、やりがいにつながり ます。
- ●学校を中心とした地域のネットワークの形成につながります。

調布市コミュニティ・スクールの運営

- ✔️主な構成メンバー(10人以内)
- ●保護者

4

- ●地域住民
- ●地域学校協働本部地域コーディネーター
- ●校長

主な役割

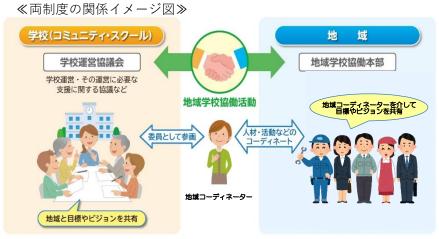
- ①校長が作成する学校運営の基本方針 を承認し、校長とともに責任をもっ て学校運営に携わります。
- ②学校運営とそのために必要な支援に ついて、校長や教育委員会に意見を 述べます。
- ③教職員の任用について,分限や懲戒, 特定の教職員の任用に関する内容を 除き,教育委員会に意見を述べます。
- ④学校の運営状況について評価を行い, 次年度の学校運営に生かします。

※文部科学省「これからの学校と地域」参照のうえ作成

★ 活動例(1年間のスケジュール)		
4月	○学校運営の基本方針の承認	
5月		
6月	○学校運営や教育活動における課 題解決や未来に向けた協議	
7月	※協議する内容や時期については,	
8月	学校ごとに決めて随時実施	
9月	※協議する内容例	
10月	地域の防犯・防災体制	いじめ・不登校
11月	地域づくり	学習支援
12月	地域貢献	郷土学習
1月	学校運営への協力促進	キャリア教育
2月	○学校評価に関する協議	
3月	○次年度学校運営の基本方針に関 する協議	

5 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進

調布市では、令和3年度をもって市立小・中学校全校に地域学校協働本部の設置を完了し、地域人材の活用を図りながら教育活動の充実(学習・部活動支援等)を図ってきました。 この地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの両輪で子どもたちの学びや体験活動の充実を図っていきます。



ポイント

- ・地域学校協働本部の地域 コーディネーターがコミュニ ティ・スクールの委員を兼ね ることで、両機関の橋渡し役 を担います。
- ・コミュニティ・スクールで協 <u>議・計画した内容を地域学校</u> <u>協働本部の活動に生かします。</u> 両制度の機能を生かし, 「計 画・協議→実行→評価→改 善」のサイクルを回します。

問合せ先 調布市教育委員会指導室 TEL:042-481-7480 MAIL:sidou@city.chofu.lg.jp

